

- 議 長 日程第4「議案第8号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第8号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。
- 議 長 提案理由。地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 参事兼総務課長 御説明申し上げます。今回の改正ですが、平成28年、ことしに入りまして1月の22日に総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から通知がまいりまして、その通知の内容といたしますのが傷病補償年金と障害厚生年金等の支給される場合の調整率の改正ということで、従前、調整率が0.86であったものが0.88になるという改正がございました。その部分についての改正でございます。参考資料のほうおめくりください。新旧対照表になっておりますが、附則の調整率の表現部分で何枚もページ重ねておりますが、1枚おめくりいただきまして、ちょうど真ん中辺、中段のところでございます。障害厚生年金等の調整率、それが0.86から0.88、それからページまたおめくりいただきまして5ページになりますが、5ページの下段、障害厚生年金等のやはり調整率ということで0.86と0.88に改正…の部分でございます。その部分についての改正ということでございます。
- 本文へお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。経過措置、この条例による改正後の松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金についての適用をし、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、

なお従前の例によるということでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。